

苫小牧市議会議員政治倫理条例の考え方

| 正副議長案 | 修正案 | 考え方 |
|---|---|-----|
| <p>第1条（目的）</p> <p>この条例は、苫小牧市議会議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、市民に信頼される議会を目指すことにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> | <p>第1条（目的）</p> <p>この条例は、苫小牧市議会議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、市民に信頼される議会を目指すことにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> | |
| <p>第2条（議員の責務）</p> <p>議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。</p> <p>3 議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、市民又は職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動を律しなければならない。</p> | <p>第2条（議員の責務）</p> <p>議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。</p> <p>3 議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、市民又は職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動を律しなければならない。</p> | |

| 正副議長案 | 修正案 | 考え方 |
|---|---|-----|
| <p>第3条（政治倫理基準の遵守） 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>（1）市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2）地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受をしないこと。</p> <p>（3）市及び市が関係する団体（以下「市等」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>（4）市等が行う許認可又は請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主又はこれらの後援団体等から政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。</p> <p>（5）地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。</p> <p>（6）市職員の採用、昇格、人事異動等に関し、不正な働きかけをしないこと。</p> | <p>第3条（政治倫理基準の遵守） 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>（1）市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2）地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受をしないこと。</p> <p>（3）市及び市が関係する団体（以下「市等」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>（4）市等が行う許認可又は請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主又はこれらの後援団体等から政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。</p> <p>（5）地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。</p> <p>（6）市職員の採用、昇格、人事異動等に関し、不正な働きかけをしないこと。</p> | |

| 正副議長案 | 修正案 | 考え方 |
|--|--|--|
| <p>(8) 特定の新聞、雑誌若しくは機関誌の購読又はパーティー券等の購入を強要しないこと。</p> <p>(7) 地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）その他の人権を侵害する行為又は嫌がらせ、威圧的な言動若しくは過剰な要求をしないこと。</p> | <p>(7) 地位を利用して、市職員に対し物品等の購入その他各種契約の締結を強要しないこと。</p> <p>(8) 地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）その他の人権を侵害する行為又は嫌がらせ、威圧的な言動若しくは過剰な要求をしないこと。</p> | <p>【出された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新聞、雑誌など具体的過ぎる。「(8)議員は、その地位を利用して、市の職員に対する物品等の販売及び市の職員との各種契約の締結を強要しないこと。」にしては。 ○「市の職員との」を書かないことにより、議員が当事者以外の契約（新聞等の購読、保険の加入など）も含めている。また、対象を市職員に限定したことから、第7号と第8号の順を入れ替えた。（第6号も市職員に限定している流れから） ○物品等の「等」は、物品以外のパーティー券などを想定 ○新第8号の書きぶりに合わせ、「主語」を省いた。 |
| <p>第4条（審査の請求） 議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者からこれを証する書面を添えて、議長に審査の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査の請求をするものとする。この場合において、次条から第9条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。</p> | <p>第4条（審査の請求） 議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者からこれを証する書面を添えて、議長に審査の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査の請求をするものとする。この場合において、次条から第9条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。</p> | |

| 正副議長案 | 修正案 | 考え方 |
|---|--|--|
| <p>第5条（審査会の設置等） 議長は、前条の審査の請求があったときは、苫小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 審査会の委員は、議会運営委員会の委員をもって充てる。ただし、審査の対象となった議員（以下「対象議員」という。）及び前条第1項の審査の請求をした議員は、委員となることができない。</p> <p>3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。</p> <p>4 委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>6 その他審査会の運営に関し必要な事項は、苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号）に規定する議会運営委員会の例による。</p> | <p>第5条（審査会の設置等） 議長は、前条の審査の請求があったときは、苫小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 審査会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、議員のうちから議長が選任する。ただし、審査の対象となった議員（以下「対象議員」という。）及び前条第1項の審査の請求をした議員は、委員となることができない。</p> <p>4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>5 委員の任期は、当該事案の審査結果について議長への報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、そのときまでとする。</p> <p>6 委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p> | <p>【出された意見】</p> <p>●議運の委員を充てるのは、なじまないのでは。</p> <p>○委員の人数は、各会派1人＋無所属議員の人数を基本とし、10人を上限とした。今現在、7人を想定。</p> <p>○議運の「例による」とした場合、必要ないが、審査会の正副会長の規定は必要となる。</p> <p>○文言整理 「に対し～報告」の「対し」は、「向かって」の他に「関係する」という意味があるため、紛れのない表現にした。 任期は、～までとする。ただし、～のときは、～までとする。</p> <p>○議運の「例による」に代わる、委員会の運営に必要な常套句。</p> |

| 正副議長案 | 修正案 | 考え方 |
|--|---|--|
| <p>第6条(政治倫理基準違反の審査) 審査会は、議長から審査を要請されたときは、政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。</p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。</p> <p>3 審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>4 審査会の会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができる。</p> | <p>第6条(政治倫理基準違反の審査) 審査会は、議長から審査を要請されたときは、政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。</p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。</p> <p>3 審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>4 審査会の会議は、原則公開する。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができる。</p> | <p>【出された意見】</p> <p>●原則公開にしては。</p> |
| <p>第7条(対象議員の協力義務) 対象議員は、審査会から会議への出席又は審査に必要な書類の提出を求められたときは、これを拒んではならない。</p> | <p>第7条(対象議員の協力義務) 対象議員は、審査会の請求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席し説明をしなければならない。</p> | <p>【出された意見】</p> <p>●「拒んではならない」を別な表現にしないか。</p> <p>○書類→資料 文言を基本条例9条1項に合わせた。</p> <p>○会議に出席→説明を追加 資料に関する補足説明が主なものと考えた。そのため、資料の提出と出席説明の順は、資料提出を先にした。全国的にもほとんどが、資料提出を先にしている。</p> |

| 正副議長案 | 修正案 | 考え方 |
|--|--|-----|
| <p>第8条（議長への報告等） 審査会は、第6条第1項の規定により議長から審査を要請された日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。</p> <p>2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員及び審査の請求をした議員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。</p> | <p>第8条（議長への報告等） 審査会は、第6条第1項の規定により議長から審査を要請された日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。</p> <p>2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員及び審査の請求をした議員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。</p> | |
| <p>第9条（必要な措置の実施） 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定による措置を講じたときに準用する。</p> | <p>第9条（必要な措置の実施） 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定による措置を講じたときに準用する。</p> | |
| <p>第10条（委任） この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> | <p>第10条（委任） この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> | |
| <p>附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> | <p>附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> | |